

「子ども・子育て支援新制度」平成27年4月スタート



一人ひとりの子どもがすこやかに成長することができる社会を目指して、「子ども・子育て関連3法」が成立しました。幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援の充実を図ることを目指して、新制度がスタートするため、小学校就学前のお子さんが、幼稚園や保育所などを利用するときの制度が変わります。

主な変更点は、利用の手続きと保育料金などで、今年度の申し込みの受け付けは、11月下旬を予定しています。なお、新制度に移行しない施設もありますので、申し込みをする際は各施設に確認してください。

1 利用手続きの流れ



幼稚園・認定こども園・保育所などを利用するには、坂東市の認定を受ける必要があります。認定には3つの区分があります。

認定区分	対象となるお子さん	利用できる施設
1号認定 【教育標準時間認定】	満3歳以上で幼稚園などの教育を希望	・幼稚園 ・認定こども園
2号認定 【3歳以上保育認定】	満3歳以上で「保育の必要な事由」（注1）に該当し、保育所などでの保育を希望	・認定こども園 ・保育所
3号認定 【3歳未満保育認定】	満3歳未満で「保育の必要な事由」（注1）に該当し、保育所などでの保育を希望	・認定こども園 ・保育所 ・地域型保育（注2）

※2号・3号認定には、保育の必要量に応じて「保育標準時間」と「保育短時間」があります

（注1）保護者の就労や疾病などの理由 （注2）少人数（19人以下）の単位で0～2歳の子どもを預かる事業

新制度に移行する幼稚園などを利用する場合の流れ

①幼稚園および認定こども園（1号認定希望のかた）に直接利用を申し込み、入園の内定を受けます。利用のための認定も同時に申請します。

②幼稚園などを通じて市からの認定証が交付されます。

③幼稚園などと契約をします。

保育所などでの保育を利用する場合の流れ

①市に利用希望の申し込みと認定の申請を同時に行います。

②保護者の希望・保育所などの空き状況、優先度などをふまえて市が調整し、結果と認定証を直接通知します。

③認定こども園・地域型保育を利用するかたは各施設と、保育所利用希望のかたは市との契約となります。